

令和3年度国民健康保険料率の見直しについて（参考資料）

1 保険料率を現行どおりとした場合と見直した場合の比較

- ・ 賦課総額▲8.5%
- ・ 一人当たり保険料▲7.9%

2 モデルケースの比較

現行どおり：保険料率を現行どおり据え置いた場合

見直し案：保険料率を見直し案のとおり引き下げた場合

A 所得250万円（30代夫婦 子1人）

	現行どおり
医療分	242,640円
支援分	92,490円
介護分	0円
計	335,100円

⇒

	見直し案
医療分	210,970円
支援分	92,490円
介護分	0円
計	303,400円

年額 ▲31,700円の減
(1期当たり▲3,170円)

B 所得250万円（40代夫婦 子2人）

	現行どおり
医療分	242,240円
支援分	92,290円
介護分	70,280円
計	404,800円

⇒

	見直し案
医療分	210,670円
支援分	92,290円
介護分	65,740円
計	368,700円

年額 ▲36,100円の減
(1期当たり▲3,610円)

C 年金年収150万円（68歳夫婦）

	現行どおり
医療分	21,100円
支援分	8,100円
介護分	0円
計	29,200円

⇒

	見直し案
医療分	19,000円
支援分	8,100円
介護分	0円
計	27,100円

年額 ▲2,100円の減
(1期当たり▲210円)

【参考】

所得250万円の具体例

○給与所得の場合

給与所得250万円＝給与収入367.5万円－給与所得控除額117.5万円

○事業所得の場合（農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得）

事業所得250万円＝総収入金額－必要経費

○不動産所得の場合

不動産所得250万円＝総収入金額－必要経費